

独立行政法人国立女性教育会館職員の定年前短時間再雇用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立女性教育会館職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第34条の規定に基づき、満60歳に達した職員（研究員を除く）または満63歳に達した研究員（研究国際室長を除く）が定年前に退職した場合の短時間再雇用（以下「定年前短時間再雇用」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 定年前短時間再雇用の対象となる職員は、定年前に就業規則第28条第1項第1号の規定による退職をした満60歳に達した職員（研究員を除く）または満63歳に達した研究員（研究国際室長を除く）とする。

(定年前短時間再雇用の方法)

第3条 第2条に規定する定年前短時間再雇用の対象となる職員が、第3項の規定により定年前短時間再雇用を希望する場合は、従前の勤務実績等に基づく選考により、定年前短時間再雇用することができる。

- 2 前項の規定は、第5条以下に定める任期満了後に定年前短時間再雇用を更新する場合において準用する。この場合において、職員就業規則第35条第1項第3号中「第23条に定める休職期間」とあるのは「定年前短時間再雇用期間」と読み替えるものとする。
- 3 定年前短時間再雇用を希望する職員は、定年前短時間雇用されることを希望する日の90日前までに、別紙様式の申出書を理事長まで提出するものとする。
- 4 理事長は、定年前短時間再雇用しようとする者（以下、この項において「定年前短時間再雇用予定者」という。）に対し、あらかじめ、定年前短時間再雇用に係る勤務条件を明示し、定年前短時間再雇用予定者の意思の確認を行うものとする。

(定年前短時間再雇用職員)

第4条 第3条により定年前短時間再雇用された職員を「定年前短時間再雇用職員」という。

(定年前短時間再雇用の期間)

- 第5条 定年前短時間再雇用の期間は、1年を超えない範囲内の期間（3月31日までの期間に限る。以下同じ。）とする。
- 2 前項に定められた定年前短時間再雇用の期間が満了した場合は、当該定年前短時間再雇用は終了するものとする。

(試用期間)

第6条 定年前短時間再雇用職員には、試用期間を設けない。

(定年前短時間再雇用の更新)

第7条 第5条第1項により定められた期間は、1年を超えない範囲内の期間を定めて更新することができる。この場合においては、第5条の規定を準用する。

(定年前短時間再雇用の上限年齢)

第8条 第5条第1項及び前条による期間の定めの上限は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

(勤務時間)

第9条 定年前短時間再雇用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分以内、1週につき7時間45分以上30時間以内とする。

(年次有給休暇)

第10条 1週間の勤務日が5日とされている定年前短時間再雇用職員の年次有給休暇は、独立行政法人国立女性教育会館職員の勤務時間、休暇等に関する規程第16条の規定を準用する。

2 1週間の勤務日が4日以下とされている定年前短時間再雇用職員の年次有給休暇は、勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で、その者の勤務形態に応じて次の算式により求められる日数とする。

一 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である場合（同一勤務型）

$$20日 \times \{1週間の勤務日の日数 \div 5日\}$$

二 同一勤務型でない場合

$$15.5時間 \times \{1週間当たりの勤務時間 \div 38時間45分\} \div 7時間45分$$

(1日未満の端数は、切り捨て)

3 前2項の規定にかかわらず、定年前の退職に引き続き定年前短時間再雇用職員となった者の当該年の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間数とする。

4 定年前短時間再雇用が更新された場合の年次有給休暇は、前年に付与された年次有給休暇のうち、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間とする。

(その他の勤務時間、休暇等)

第11条 定年前短時間再雇用職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、労働契約で各人ごとに定める。

(給与)

第12条 定年前短時間再雇用職員の給与に関する事項については、この規程に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人国立女性教育会館職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を準用する。

2 定年前短時間再雇用職員の給与（適用本給表・級）は、一般職の職種に従事する場合の職務の級は一般職2級、研究職の職種に従事する場合の職務の級は研究職1級とする。

3 定年前短時間再雇用職員においては、前項の本給月額を基に次の式により算出される額とする。

$$\text{本給月額} \times \{1週間当たりの勤務時間 \div 38時間45分\}$$

(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(昇給・昇格)

第13条 定年前短時間再雇用職員は、昇給及び昇格はしない。

(諸手当)

第14条 定年前短時間再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。

- 一 地域手当
- 二 通勤手当
- 三 超過勤務手当
- 四 期末手当
- 五 勤勉手当
- 六 在宅勤務手当

- 2 前項の手当の支給は、職員給与規程の定めるところによる。ただし、期末手当の期別支給割合及び勤勉手当の成績率は次の各号のとおりとする。
- 一 期末手当の期別支給割合
 - イ 6月期 100分の70
 - ロ 12月期 100分の70
 - 二 勤勉手当の成績率
 - イ 6月期 100分の50
 - ロ 12月期 100分の50
- 3 定年前短時間再雇用職員に対する通勤手当、超過勤務手当の支給については、次の各号のとおりとする。
- 一 通勤のための交通用具等を使用する定年前短時間再雇用職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が10回に満たない定年前短時間再雇用職員に対する通勤手当の月額、職員給与規程に基づいて支給する額に100分の50を乗じて得た額とする。
 - 二 定年前短時間再雇用職員に対する超過勤務手当の支給割合は、正規の勤務時間が割り振られた日（職員給与規程第16条第1項第2号が適用される日を除く。）における正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあつては、それが個別契約の時間を超えていた場合であっても、100分の100（午後10時から翌日午前5時までの間である場合は100分の125）とし、それ以外の勤務にあつては、職員給与規程第16条の規定を準用する。

（退職手当の不支給）

第15条 定年前短時間再雇用職員には、退職手当を支給しない。

（懲戒）

第16条 定年前短時間再雇用職員について、定年前に退職した日までの引き続き職員としての在職期間中の行為が職員就業規則第42条に定める懲戒の事由に該当したときは、懲戒に処することができる。

（規則の準用）

第17条 定年前短時間再雇用職員には、この規程に定めるもののほか、職員就業規則（第2条、第3条第1項、第14条、第15条、第17条、第18条、第28条第1項第2号及び第30条を除く。）及び職員給与規程（第3条第1項第2号、第7条、第8条、第9条、第10条、第13条、第19条、第20条及び第21条を除く。）を準用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙様式)

定年前短時間再雇用希望申出書

年 月 日

独立行政法人国立女性教育会館理事長 殿

所 属 ○○課 (室)
氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

独立行政法人国立女性教育会館職員の定年前短時間再雇用に関する規程第3条第3項の規定に基づき、定年前短時間再雇用の希望を申し出ます。